

令和2年3月19日

第3回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第3回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請書の取消願について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和2年3月19日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時33分				閉会の日時	午後3時52分			
会長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男	○			
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 細 田 悟				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 査 落 合 高 雄				

開会 午後 1時33分

○次長（小川修一君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、野川職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

今日はですね、3年間、回数に数えますと36回の最後の総会ということで、皆さん、お忙しい中、ご苦勞さまでございます。

例年ですとですね、お別れ会とか歓送迎会、いろいろ催されるわけですがけれども、あっちこっちの催しが中止になったようでございます。

またですね、西欧のですね、入国規制というんですか、経験したことのないような大ごとになりまして、本当にこれからどうなるか、コロナウイルスが終息するのか、心配されるわけでございますけれども、我々農業者としますと、時が来ればもう種まかなくちゃならない、田植えしなくちゃならない、隣の家がコロナウイルスになったとしても、外へ出なくちゃならないわけでございますので、そういう意味からですね、皆様、体に十分気をつけていただきたいと思っております。

それではですね、ただいまより令和2年第3回加須市農業委員会総会を開会いたします。

よろしくご協議をお願い申し上げます。

○次長（小川修一君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○次長（小川修一君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当に季節は春ということで、桜の開花とともに、ちょっとね、普通なら外へ出ていろいろあるとこなんですからけれども、野川職務代理が言われたとおり、新型コロナのおかげで自粛ムードということで、普通であればね、農業委員会の総会というのは普通、何があってもやらなくちゃならないことで、ほかのいろんな場合におきましては書面手続きなんていうのもあるようでございますけれども、本日は本当に、皆さん方には本当にね、公私ともにお忙し

い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本当に最後の農業委員会総会ということでございますけれども、皆さん方には本当に3年間、本当にご苦労さまでございました。1人の欠員もなく、最後まで全員で総会をしてきたということで、大変ありがたく思うわけでございます。

大変ありがたい中で、ちょっと残念なことが、米子市の農業委員会で会長が不正を働いたところもあります。毎月3万円ずつ、知り合いの不動産会社の社長からお小遣いもらっていた、60万円ほど頂いたということで逮捕されました。本当にね、あつてはならないゆゆしき事態でございます、本当にね、今はそういう時代じゃないんで、思うわけでございますけれども、綱紀肅正ということで、本当にね、我々も身につまされる思いでありますけれども、真摯に農業委員会を運営していきたい、そのような気持ちになったところでございます。

コロナウイルスによって、ヒト、モノが動かなくなっている、非常にゆゆしき事態ですが、春の来ない冬はないということで、いずれは解決するものと思います。そういった中で、いろんな農業問題の取り巻く環境というのも非常に厳しいわけですが、皆さんと力を合わせて、今後も頑張っていく所存でございます。

今日は本当に最終回ということでございますけれども、皆さんとともに、本当に農業委員会の総会だけでなくいろんな面で、それぞれ仕事をしてきた中で、本当に今日は達成感を持って、最後の総会を締めくくりたいと思います。最後まで、皆さん方の慎重審議をよろしくお願い申し上げまして、言葉整いませんけれども、開会の挨拶といたします。今日はよろしくお願い申し上げます。

○次長（小川修一君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○次長（小川修一君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、15名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づいて、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◇ —————

○事務局（小川修一君） それでは、議事に入らせていただきます。

小倉会長に議長をお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願い申し上げます。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

8番 栗原光夫 委員

9番 塩崎 博 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、2件の取下願が提出されております。本日の議案第3号で、議案書の7ページ、17番、18番の原道地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることを報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、1番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付

書類が整えられております。

譲渡人は高齢である等の理由により耕作が困難なため、譲受人は経営規模拡大するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番の早川です。

先日15日に、松本推進委員と さん宅へ訪ねまして、いろいろお聞きいたしましたら、これも規模を拡大するという事でお聞きしましたので、何ら問題ないと思います。皆さんのご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、譲受人と譲渡人は親子関係でございまして、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

今回、譲受人が新規就農するため、今回の申請となっております。

また、農機具保有状況等は親子関係であることから、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番、早川です。

やはり15日に、 さん宅の作業場のほうへお訪ねして、いろいろお聞きしましたとこ

ろ、この関係は、今、事務局で説明のとおり親子関係ということで、何ら問題ないと思えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） 15番の柳田です。確認をさせてください。

今回の譲渡の面積が4, 145、借受地は10とあるんですけども、5, 000ということで借受地があるかと思うんです。借受地が10あったって意味が分からないんですけども、農業者じゃない人が。

あと、この世帯はこれで全部なんですか。何のための贈与かがよく分からないなって、親子で。親子で一部贈与なのか、全部贈与なのか。面積も本当は、その辺の説明お願いします。

（発言する人あり）

○7番（遠井 勝君） ちょっと、分かるように口頭でしてくださいよ。

○15番（柳田 浩君） じゃ、事務局から今、まず確認をしてください。

○会長（小倉和夫君） 議案書の確認をちょっとしていますんで、少々お待ちください。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

先ほどの3条の2番ですけども、これは4, 145平米というのは、贈与は、これは全部のっているうちの一部です。一部で、先ほどお話がありました借受地の10aというのは、同時に利用権で借りたということで、全部で5反にしているということです。

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○7番（遠井 勝君） 7番の遠井です。

今、柳田委員の質問とちょっと重複するかと思うんですが、親子で に住んでいて、10aの借受地を利用権設定、これで41aを今回贈与する。基本的にこの所有権移転は農業資格がないとできないのに、贈与ですするというのもちょっと理解できないし、相続であれば移転は可能なんですけれども、これは作威的なことと違いますか、50a合わせるために。

この、何ですかね、譲受人の さんも、親子といっても同居はしてなくて、 で、こちらのほうに住んでいて、耕作もこちらにするように来るということなんですか。農地の所有権移転については、幾ら親子でも相続以外は、移転は可能なんですかこれ、売買にしないで。売買はこれできないと思うんですけども。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

ちょっと知り合いなんで、詳しい中身の事務上のことはちょっとよく私も分かりませんけ

れども、このせがれさん、まだ同居してないんですけれども、この贈与する場所なんですけれども、ハウスがあるんですね。中にキュウリを作ってますんですけれども、旦那さんが亡くなったときに、せがれさんというか、父親が亡くなったときに、その時点ではせがれさんは家を継がねえっていうふうな形だったようです。去年ですか、Uターンで戻ってきて、一緒にキュウリを作るようになったと。先般も、去年ですか、ほかの会議で会ったときに、私のところへ来て、やるようになったのでよろしくお願いしますと。それで、今度勉強させてくださいというようなことをせがれさんが言ってましたけれども、将来的には、Uターンで戻ってきて、経営を継承するというような形になるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

今の段階ですと、からの通いということで、ということは確認しています。

○7番（遠井 勝君） この所有権の移転の贈与っていうのは、これは何か、これ作為的なことなんか、よく分かりませんが、このさんの相続人というのは、あまり深くはあれはしないだろうけれども、贈与にする理由がよく分からない。

○事務局（落合高雄君） 事務局の落合と申します。

先ほどから贈与、贈与というお話が出ているんですけれども、今回の譲受人の方なんですけれども、実は県のほうの担い手育成塾、こちらでですね、研修をきちんと修了してですね、このたび就農したい。その作物なんですけれども、まずキュウリ、施設野菜ですね。施設野菜のほうですので、面積については、その施設野菜分だけを農地が欲しいということで、今回、お母様のほうから贈与というか、という形になっております。ですので、特段のそれ以上の面積は必要ないのかなということで。

○職務代理（野川良翁君） 松本榮次郎さんに聞くのでどうですか、意見がありましたら。

○推進委員（松本榮次郎君） 先ほど指名がありましたんで、今回、早川委員とこの件について一緒に行ってきました。私の地元でございますんで、前から話は聞いていたんですけれども、このさんは海外に行っていて、しばらく行って帰ってきて、お父さんが亡くなったと。さっき言った、事務局のほうで話ししたように、研修を受けて、やはりキュウリをやりたいということで、一応近くの、今、田島さんが言ったように、研修を受けたり、あと近所のキュウリをやっている、ハウスをやっているところに行って研修を受けてきたということで、この4反ちょっとですか、この4、100幾つというのは、一応キュウリのハウスの建っているところなんです。実際、このさんちは約2町近く田んぼをやっているんですけ

れども、この間の話の中では、一応キュウリをやりたいということで同意を受けたということで、そういう話になりました。そういうことで、一応本人も田んぼじゃなくて、キュウリだけをやりたいということで、この間の話の中でもそういう話があったんで、これはいいのかなというふうに思っていました。ということで、この間聞いた話の中では、そういう話でございました。

以上でございますが。

○会長（小倉和夫君） はい、ありがとうございます。

いいですか。

○7番（遠井 勝君） 分かりました。

落合さんが言ったように、これは新規就農者で、担い手塾に通っていて、新規就農者としてやるということでございますね。はい、オーケーです。分かりました。

○会長（小倉和夫君） そのほかご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○5番（関口政司君） すいません、1つ教えてください。

○会長（小倉和夫君） はい。

○5番（関口政司君） 新規就農者だからいいというお話でしたんですけれども、農地を相続以外で受け取るというのはどこかに書いてあるんですか、そこは。そのところ教えてください。

○事務局（小川修一君） すいません。農地の相続以外でということですか。相続以外で……

○5番（関口政司君） 贈与になってますから。

○事務局（小川修一君） ええ。贈与とかはありますね、農地法3条であり得ると思います。

別に売買じゃなくても、贈与なり……

（「相続」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） 相続、使用貸借はありますね。

○会長（小倉和夫君） お父さんが亡くなったということで、相続兼贈与ということで、了解をお願いいたします。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番、早川です。

やはり15日、松本推進委員と さんの宅へお邪魔して、いろいろ話を聞かせていただきました。農業をもっと縮小したいということだったので、また、 さんのほうではこれから規模拡大ということで、どんどん広げていきたいという話でありました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 5番の関口が報告します。

3月8日、坂本委員さん、渡辺推進委員さんと3人で、現地にて さんに聞き取り調査を行ってまいりました。場所は、長年耕作されていない土地でありまして、先ほど事務局が説明したとおりとなっておりますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

3月8日の日に、推進委員の橋本さん現地確認、それと聞き取り調査をしまして、先ほど事務局の説明どおり、我々も問題なし、許可相当と判断をいたしました。皆さん、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の鴻葦地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人はこれまで相対で耕作しており、今回、そのまま売買ということで申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(塩崎 博君) 9番、塩崎です。

3月9日に、江川推進委員さんと2名にて、現地にて譲受人の さんに話を聞いてまいりました。この土地を譲りたいということで さんよりお話がありまして、売買が成立したということで今回の申請となりました。事務局の説明どおり、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、昨年10月31日付けで贈与ということで許可したものでございまして、その後、売買であったため許可を取り消し、改めて売買による所有権移転ということで、必要添付書類が整えられております。

この件につきましては、昨年10月に許可したもので、贈与から売買に変更となった以外

は、内容は全く同じでございますので、特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は13番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

3月14日、高橋、細谷両推進委員さんとともに、譲受人の さんを訪ねて、お話を伺ってまいりました。報告第2号で、贈与から売買に変更するというので、その旨をお話ししていただきました。贈与から売買ということで、特別変わったことはないという説明でございました。許可相当と判断してまいりましたので、皆さん方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

先日17日にですね、塚田、それから鳥海両推進委員と3名で、受人の さんを訪問しまして、確認をしてまいりました。それで、現地を見たんですが、現地についてはですね、現状はもうすぐにと、それから耕作は次に水稻ができるような関係で、一応耕作できる形にはなっていたと、そんな状況であります。 さんに確認をしたんですが、今のところ借り

て作っていくよと、そんな中でぜひ買っていただけないかというお話が出たんで、仕方ないなと思いつつも、7反ぐらいですから買うかという話をしたそうでございます。そんな中からすればですね、仕方ないのかなと、このように思います。ぜひ、皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、2階建て長屋住宅2棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

3月8日、松本昇推進委員と同行し、現地確認及び 氏の奥様より聞き取り調査を行いました。この土地はですね、しばらく貸してあったんですけども、返納されまして、

さんも自動車会社に勤めておられて、農業はやらないということで、アパート経営に移行するとのこと。現地での周辺に建売住宅が建っており、事務局の説明のとおり、第2種農地と判断し、やむを得ないと考え、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の種足地区の案件について、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の12番の種足地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。4条の2番と5条の12番は、申請人、それと譲受人及び目的が同一でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の4-2、5-12をご覧ください。

本案件は、申請者の宅地進入路を拡幅等するもので、必要添付書類が整えられております。

現況進入路は、幅約2m、延長約80mと狭く長い進入路であるため、緊急車両等進入が困難であり、今後の生活に不安と後継者である子供のため、進入路を広げ、また転回スペースを確保したいということで、現地調査を行ったところ、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

3月の8日の日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をしました。そして、この進入路の狭いというのは、私が農業委員になった当時から、さんから相談をされておられて、何とかしなくちゃということで、そして先ほど事務局の説明どおり、今回の申請となりました。我々は問題なし、許可相当と判断をいたしました。皆さん、よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

遠井さん。

○7番（遠井 勝君） じゃあ、ちょっとすいません。私も不勉強で恐縮なんですけど、この進入路幅幅のことなんですけど、土地利用計画図を見ると、これは市道が絡んでいて、これは2項道路扱いじゃなくて、セットバックしているわけじゃないんですよね。ちょっと基準法のことよく分からないんですが、進入路拡張とって、土地利用図の真ん中辺に幅員が2mのまま、回転路という形で申請ができていて、これを進入路として基準法は満たしているということなんでございませうか。というのは、当然、幅員が4mだし、これは何というかね、位置指定道路、進入路とすると、途中までこれ細くなって、確認がこれで取れるんでしよつかね。

回転するところの申請地が521-2が膨らんでいて、隣が幅幅の申請地が、これは当然、位置指定道路扱いになるんじゃないかね。そうすると、この15.85mのところの付近はカウントはしないでよろしいんでしよつか。

○事務局（小川修一君） すいません。土地利用計画図のほうで、確かに部分的に4mにしてあるんですけども、回転通路みたいな感じで、開発上の回転通路のような形ででつかくこう、521に申請地があるんですけども、こちら市道に、道路法上の認定を受けた道路です。

○7番（遠井 勝君） その市道の部分はそうですよね。

○事務局（小川修一君） ええ。

○7番（遠井 勝君） この2173号線は市道の認定だから認定道路でいいんでしよつかけれども、これ幅員が2mということは、路地状敷地にしては長過ぎるんじゃないんですか。

○事務局（小川修一君） ただ、ちょっとすいません、ちょっと開発のほうがですね、今回開発はないもんですから、建て替えのときにどうかなというところは出てくるんでしよつかけれども、恐らくこれは相談しているのかな。

○15番（柳田 浩君） 520番は地目が何かが分からないんでしよ。

○事務局（小川修一君） 520。

○15番（柳田 浩君） うん。幅幅してないんで、これまた疑問なんですよ。

○事務局（正能 光君） 520番は、これは農地です。

○15番（柳田 浩君） 農地なんでしよ、宅地じゃないんでしよ。

○事務局（正能 光君） 宅地じゃないんです。農地で……

○15番（柳田 浩君） だから、農地は……

○事務局（小川修一君） あ、違いますね。恐らくすり替えられるような形でっていうんで、一部へびが卵を飲んだような形になっているところなんです。それで、本来であれば、ずうっと広げていくのがいいんでしょうけれども……

（「所有者が返事しねえんだ」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） 520の地権者の方との交渉もあるかもしれませんが、520番は協力が得られなかったということですよね。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

この521番の2、これは地権者からの協力が得なく、でも、将来的には何とかっていう話であります。だから、地権者がこれ返事しないから、もうこればっかしはね、そういうわけであります。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かご質問ありますか。

○7番（遠井 勝君） いや、内容というは、建物の申請のための幅員の拡張じゃなくて、これが基準法に合致するかどうかというのは、合致しないの分かるんだけど。ただ、今回、この建物の確認をとるための幅員拡張での申請じゃなくて、出ているのがこういう中途半端なこととしてよろしいんでしょうかということだけの話なんで、これが許可できる、できないわけじゃなくて、ほかに位置指定道路としては長過ぎるし、何ていうかね、この膨らみ持たせて、ここで回転すれば、ここは15.8mもあるんだよね。

○事務局（小川修一君） そうですね、15.8m。

○7番（遠井 勝君） こんなところが……、まあ、ちょっとすいません、特にありません。

○事務局（正能 光君） 今回、母屋を建て替えるっていうわけじゃないんですけども、本来ならば520も含めて拡張したい、将来のために拡張したかったということだと思っんですけども、そこだけは協力得られなかったということで、細かい話になったと、そういうことだと思います。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見ありますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図14ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、公共工事である中川の拡幅工事により、母屋、農家住宅敷がかかるため、移転建て替え工事等をするもので、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、必要な農家住宅敷の確保、また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

先日17日にですね、鳥海、塚田両推進委員と3名で 宅を訪問しまして、確認をしてまいりました。聞いたところではいきますとですね、母屋が半分、中川のため消えてなくなると、そんな関係で、母屋を移転したいと。ただ、農家住宅なものですから、ちょっと土地が減るねと、そんなところから、前にある畑を農家住宅宅地として使いたいと、そんな申請でございました。特に、この図面を見てですね、それほど広いわけではないので、仕方ないのかな、このように思いますので、皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

3月9日、推進委員の野本、川島さんと3人で、申請者の譲渡人 さん宅を訪ね、現地を見、また、話を聞いてまいりました。 さんに本件の申請の理由を伺いますと、長年の休耕地であり、周辺は住宅街でもあり、自己所有地の有効活用を図るため、今回の申請に至ったとのこと

です。また、現地確認を行ったところ、申請地は の集落内に存在する農地であり、生産性の低い農地と思われることから、本申請については農地法の基準から判断しましても何ら問題なく、許可相当と判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ありませんか。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

この建物の図面なんですけれども、こういう開発案件の場合、例えばこれは、恐らく3棟

か4棟での路地状で出てくる案件でないかと思えますけれども、ほかの図面もあるから分かるんですけども、こういう進入路が、いわゆる位置指定道路という形になっていると、1つの案件だと、ただ見たんでは分からないような気がするんですね。結局、この道路幅員の4m以上のところから路地状に引っ張って、これを3棟で分譲するというストーリーになるんだらうと思うんですね。そうした場合に、この1つの案件で、図面がないと分からないので、その辺についてはある程度、どうしてこれだけの面積必要なのかとか、路地状だもんでかなり取られちゃいますから、それは路地状でやるということは、この建物図面見ると分かるんですけども、単純に1戸で出てきた場合、これ何だかよく許可——何でこれが確認取れるんかってあるんだらうと思うんですね。やがてこれが分譲で、個別の案件として出てくるんじゃないかと思うんですね。その辺、調査の中で担当者が、担当者というより、事務局もそうですけれども、受付のレベルで、こういう構想があるための申請が出るということを書いてないと、我々の業務の今後のことを考えると、この建物図面があるからいいんですけれども、こういうのが単独で出てこられても審議のしようがないんだらうと思うんで、その辺気がつきましたので、ご意見として申し上げました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

そうですね、この路地状敷、これが一番最後の区画でございまして、一番奥は4棟目。道路に接している区画はいいとして、その次から2m、2m、2mで6mの進入路がある、全体像はそういうことになります。しかし、これだけですとちょっと見づらいのかなと思いますんで、そこら辺ちょっと表示の仕方など検討していきたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、太陽光発電を設置するもので、資金計

画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり3月9日、推進委員の野本、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪ね、また、現地を見て、話を聞いてまいりました。 さんに本件の申請の理由を伺いますと、長年、休耕地になっていたわけですが、太陽光発電を設置することにより、自己所有地の有効活用を図るためということで、今回の申請に至ったとのこと。また、現地確認を行ったところ、申請地は の集落内に存在する農地であり、生産性の低い農地と思われることから、本申請については農地法の基準から判断しましても何ら問題もなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） 意見というよりも、お願いなんですけれども、太陽光発電の申請、今、お話し伺った中で、譲渡人からお話を聞いてきている形になっています。実際施行する、事業やるのは受人ですよ。もう売っちゃった人、売っちゃう人から聞いても事業の内容は分からないし、何か委員会として、例えばこういう5条の場合には、受人のほうから聞こうじゃないかとか、何か調整をしていただきたいというふうに感じましたので、意見とさせていただきます。

○事務局（正能 光君） 賃貸借で20年なんですけれども、また以前……

○15番（柳田 浩君） 賃貸じゃない場合もあるしね。

○事務局（正能 光君） そうですね、代理人等もいますので、確認はできるかと思ひますんで。

○15番（柳田 浩君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

やはり3月9日、推進委員の野本、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪ね、また、現地を見、話し聞いてまいりました。 さんに話し聞きますと、この方につきましては太陽光を自分でやっていることはありましたけれども、今回ですね、太陽光発電施設の話し聞いたり、売買に至ったということでございます。また、現地確認を行ったところ、申請地は 集落内で、葛西用水のへきにあるわけなんですけれども、生産性の低い農地と思われることから、やはり本申請につきましては、農地法の規定に関しても問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-

4をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、エアガン等を使いフィールドにて対戦形式のゲーム（通称サバイバルゲーム）の試射・競技場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現地は既に当該競技場として使用しているため、始末書の提出をいただきました。現地の状況や2種農地であることから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり3月9日、推進委員の野本、川島さんと3人で、申請者の さんを訪ね、また、現地を見、話を聞いてまいりました。 さんに本件の申請の理由を伺いますと、親が亡くなって以来、耕作しておらず、近年、人気が出ている通称サバイバルゲームの話があり、今回の申請に至ったとのことです。また、現地確認に行ったところ、申請地は 集落内に存在する農地であり、生産性の低い農地と思われることから、本申請については農地法の基準から判断しても何ら問題なく、許可相当と判断をしておりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

これ今、始末書が出ているという、話の中で出ているんですけども、何か、これ何か案件として出たような気がしますけれども、初めてですか。

○事務局（正能 光君） そうです、はい。

○7番（遠井 勝君） そうですか。

○事務局（正能 光君） はい。

○7番（遠井 勝君） こういうことをして、何でこれが上がってくるのでしょうか。いや、これ、担当者がちょっと生産性が低いということなんで、ちょっと何とも言えないんですけども、周りの状況とかの説明で、どうしてこれが許可になっちゃうんだか、私はよく分かりません。

○事務局（正能 光君） 農地を潰してまでこういうもんが必要かと言われちゃうと、いやまあということもあるんですけども……

○7番（遠井 勝君） ちょっとね、申し上げたいのは、我々農業委員のほう、何というんですかね、これを審議する場合については、農地確保が絶対条件なんですよね。それを開発とか、あるいは3条とか4条で、3条は売買でそのまま使うからいいんですけども、4条と3条といっても、5条というのは開発絡みですよね。それをこれだけの広さで農地を縮小して、恐らくこれ設備も何もしないだろうと思うんですよ。それで、生産性の低い農地って、耕作できないからということになっちゃうと、だったら開発かけちゃって、どの広さでもこれを許可するという事は、何か歯止めがかからないと、これはどんどん開発できるような形で、この会社が仮にやめたといったらどうなるんですか、ここは。耕作できないと思うんですよ、許可出している、5条の許可ですから。どうして許可出ちゃうんですか、これが。

○事務局（小川修一君） ここがですね、農地の種別、先ほど2種農地って申し上げましたけれども、見て分かる——地図を見ると、あれ、北側に広い農地が広がっているんじゃないのという形で見えると思うんですよ。1種農地に見えますけれども、農地法上の規定で駅から、花崎駅がございましたね。花崎駅からの距離があります。500mなりというところで、2種農地の定義があるんですけども、それが500mだけではなくて、円を花崎駅を中心に描いていくと、花崎駅を中心にして円をずうっと500m、600mあたり描いていくと、宅地化率が40%というんですけど、一定率以上あると500mだけじゃなくて、1,000mまで伸びていくんですよ。その1,000mまで伸ばしたところが、ここが大体900ちょっとぐらいなんですけれども、そこは2種農地として取り扱うことって農地法上書いてあるので、ここは2種農地だと。2種農地としてなったときに、じゃあ、2種農地の代替性の部分はどうなんですかって話をしたときに、先ほど野口委員さんからもありましたけれども、休耕地ではあったと、草ぼうぼうだったとこなんですけれども、この宅地の、宅地が連続する部分で、この宅地よりもずっと上のほうは農地が続くんですけども、ここの宅地から、宅地に接続してにじみ出している部分というんでしょうかね。その部分については2種農地ということで、申請がここでやりたいんだ、なおかつこのというのがあれば、やむを得ないということになるのかなという形でという部分を考えているんですが。

○7番（遠井 勝君） 確かに、2種というのの判断というのは、駅とか学校とか病院とかっていうのが加味してくるんだろうと思うんだけど、これだけ広い土地を開発をかけて、しかもこれね、遊技場ですよね。実際、現況がどういうふうになっているかよく分からない

んですけれども、こういう形でやっていくと、何というか、こちらのほうですと、農業やるというのは非常に難しくなっちゃうんじゃないんですかね、これだけ広さを。例えば、次の道路のこれ、Yの字になっているところの角の人っていうのは、つながるからって連担も出てきちゃうと思うんですよ、これを開発すると。

だから、そういう形で許可をして、これだけの広さも必要だと、ちょっと理解できないし、都市計画のほうで2種農地を断定できる理由、あれは取ってあるということなんでございましょうか。

○事務局（小川修一君） Y字の辺りは、恐らく1種農地になっていくと思います。

（「そうですよね」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） ええ、もう1,000m超えていきますんで、この辺、何というのかな、この辺……

（「ぎりぎりでもいいんでしょう」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） そうですね。この申請地という地がでっかく書いていますけれども、この申請地の地の上あたりからはもう、白地ではあるんですけれども、一団の優良農地ですので、1種農地ですうとあるので、1種農地ということは、2種農地とは違って、原則不許可と全体的規定がありますけれども、それに農地法上の規制はかかってくると思います。なので、1種農地、この上ですね。北側、図面でいくとこの上なんですけれども、上のほうに開発をするというのは非常に困難な部分なので、乱開発はないのかなというふうには思っています。

○4番（野口悦夫君） ちょっといいですか。今の説明あった場所ですけれども、一時、東武鉄道で開発しようと思って買ったわけですね。虫食いなんですけれども、一応開発の見込みないという形で見積もろうということで、この買ったところは。それで今、牧草を作ったり、太陽光、農業用の太陽光かな、今やっているんですけれども、この今の申請のところは、これより端のほうで、花崎の駅に近いほうなんです。特に、これ さんの場合は、もう一人いるんですけれども、 さんかな。この方について、親も亡くなり、やはり全然農地の管理ができない形で、今このようになっているようなので、一応そういうことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） はい。

○15番（柳田 浩君） 私からもちょっと、同じなんですけれども、ここは、これ開発行為。

（「いえ」と言う人あり）

- 15番（柳田 浩君） 何もない、何も該当しないんだね。
- 事務局（正能 光君） 開発は当たらないです。
- 15番（柳田 浩君） 当たらないですよ。そうすると、これを許可する権限って、農地法の許可しかないんですか。
- 事務局（正能 光君） そうです。状況からしますと、申請地、大きく書いてあるその上側は 農場で、牧草をやっているところで、営農型と営農型じゃないところということで、牧草地が広がっているような状態でございます。
- 15番（柳田 浩君） だから、結局、許可するという事なんですか、この事業。何もない。
- 事務局（正能 光君） 農地法だけですね。
- 15番（柳田 浩君） 農地法だって欠陥がある。
- 事務局（正能 光君） 現状は、サバイバルゲームといいますが、何というんですかね、昔の木のパレットを置いたりとか、そういった何というんですかね、いろんな障害物を置いて、それをあっちこちに置いて、それで何かやるような、そういうイメージなんですよ。
- 15番（柳田 浩君） そんな人家が近くにあると、農業委員会とかってだけで、なっちゃうんですよ。
- 事務局（正能 光君） 周りはネットを張って守ろう、現況はネットを張っています。
- 15番（柳田 浩君） 安全管理はやる。
- 事務局（正能 光君） はい。元がこれ、雑草、耕作放棄地状態でしたので……
- 15番（柳田 浩君） いろいろな者たちも集まっているんでしょう。
- 事務局（正能 光君） そうですね。日曜日とか、そこに集まるみたいですね。
- 15番（柳田 浩君） 農業委員会が許可したんで。それで、行政は何も言わねえだろう。行政はどこも管理するぐらいでしょう。
- 事務局（小川修一君） もし苦情があれば、環境保全条例がありますんで。
- 15番（柳田 浩君） 環境保全条例。
- 事務局（小川修一君） ええ。市の環境保全条例上の話で、騒音ですとかそういうような話が出ますと、所管が環境政策というところで、指導しに行ったりするというのはありますけれども。
- 15番（柳田 浩君） 遊技場なり、競技場で、どこにかかかないだろうか。
- 事務局（小川修一君） そうですね、所管、何だろう、いろんなカテゴリーの中で、ないん

ですね。

○15番（柳田 浩君） 遠井さんが言ったようにね、農地を守るための組織が……

（「残っているような気がするんですね」と言う人あり）

○15番（柳田 浩君） 少し残っている、そういう仕組みがあるのに。

（発言する人あり）

○15番（柳田 浩君） 例があるんですか、農地法を通してこういうことやっているんで。

○事務局（正能 光君） 埼玉県にちょっとだけ相談したことあったんですけども、埼玉県内ではやっぱり、違反転用でやっているところがやっぱりあるらしいんですよ。状況によって……

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） ええ。そのね、状況とか、そのね、農地の状態とか、それを見て、許可できるのであれば許可して、違反じゃなくやらせてもいいんじゃないかという意見もあるのはあるんですよ。

○事務局（小川修一君） すいませんね。なので、違反というのは、もうみんな目に見えているんですよ。ただ、そのままでいいのかというところで、やっぱり深く考えると、それでは駄目だろうと、許可してということにしたほうがいいのかないかなというふうには思うんですよ。違反のままずっとそれが、じゃあ、こっちもやるべ、こっちもやるべ、じゃあ、今度は志多見のほうとかね、そうなっちゃっても困りますしね。ただ、1種農地の区別はあるので、できる、できないところはありますけれども、という状況なんです。

○会長（小倉和夫君） はい。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

ただいまの説明聞いておりますと、農地法に抵触しないということで、私個人としては賛成かなと思っております。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○12番（野川良翁君） いいですか。憲法9条だって時代の波に変わっていく……、そのたんに変わっていくんですよ。だから、農地法を、農地法というのは、戦後の食料が足りないときにしたんです。そのままずっと引きずっていますから。ただ、やっぱりこの令和になった時代で、食料が足りないということはないんですよ。何かそこらを考えて、個人の意見になっちゃうんですが、うまくないと思いますけれども、私はそう思います。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

先ほどの事務局の説明で、一部が何かもうこういう状態になっていて、それで始末書っていう話をお聞きしました。やっぱり、こういうふうの一部をもう許可が出る前に、そういうのをやっぱりね、違反行為があった場合は、始末書もそれは必要かもしれないけれども、ある程度是正、これをやっぱりもっと違反行為には進めれば、恐らくこういった違反行為も多少は少なくなるんじゃないかなと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

もう既に利用しているということで、始末書取ったということですがけれども、エアガンで、すぐそばに住宅もあるわけですがけれども、近隣の住宅とかの苦情なり、エアガンというのですね、近くだと殺傷力も、無防備だとあるようですので、その辺のところはどうなんでしょうか。

○4番（野口悦夫君） じゃ、私のほうから、この隣に さんという家があるんですがけれども、親が亡くなり、子供等も亡くなって、住んでおりません。それから、その隣 さんという家は、子供さんたちは出ちゃいまして、やはりここも住んでないのね。その隣には

さんという家あったんですがけれども、この家につきましては親が亡くなり、ほかへ売っちゃったんですね。その隣に さんてあったんですがけれども、その さんについても今誰も住んでないんです。道路も4メートルぐらいあるみたいな道路で、ほとんどいないんで、苦情はないもんです。

（発言する人あり）

○会長（小倉和夫君） じゃあ、いろんな意見が出尽くしたんですがけれども、なるべく農地パトロールなどを生かして、違反行為がなく、正規のルートで申請して、それが許可相当になれば、それはやむを得ないことですがけれども、違法行為から始末書で許可ということは、今後、慎みたいと思いますので、皆さん方も農地パトロール等を通して、不審な点がございましたら、農業委員会、当局のほうへご連絡いただければ、それから審議していきたいと思いますので、その辺でよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図19ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地の住宅（6棟）を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

3月8日ですね、推進委員の佐久間さんと譲渡人の さん、 さん宅にお伺いいたして、お話を聞いてきたわけですが、地図を見ますと、もう南小のすぐそばでもあり、周りには、反対側が保育園の駐車場ということで、周りも住宅ができておりますので、2種農地ということで、去年までは さん自身は耕作できない状態ですので、耕作を委託していたわけですが、その一方、年齢的にそろそろというような話もあったということで、やむを得ないんじゃないかというふうなことで判断しておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地の住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく3月8日ですね、推進委員の佐久間さんと さん宅お伺いしたわけですが、でも、どなたもいらっしゃらなくて、譲受人の さんですか、先月も資材置場で、それから150mぐらい離れたところに資材置場を造ったわけですが、今回申請地の場所については現状、耕作放棄地ではないんですが、管理はしてありますけれども、周りは既に住宅できておりますし、そのような状況を勘案したところ、やむを得ないんじゃないかというふうなことで判断してまいりましたので、よろしくお

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地の住宅（2棟）を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る3月9日、宮内推進委員さんと さん本人にお会いしまして、お聞きしたところ、自宅の前で、湿田地帯のためにトラクターも入れない、農作業できない、じゃあ、これを維持するのが大変だということで、売買に踏み切ったようであります。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

10番までちょっと続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、8番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る3月9日に、武正推進委員さんとお会いしまして、譲渡人の方へお伺いしまして、譲渡人も非常に業務拡張に伴い、土地を購入したいということで、資材置場として生かしたいということになっております。何ら問題はないと考えられます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局から説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

この案件につきまして、さんが随分、稲作を経営して、借りてやっていたわけですが、自分も高齢のため、あるいは農機具の故障のため耕作不能ということを考えられまして、近所にも太陽光発電を設置している方がいるのでということで、3月9日、武正委員と同行で現地を確認しまして、何ら問題ないと考えられます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 5番の関口が報告します。

3月8日、坂本委員さん、渡辺推進委員さんと3人で現地を確認してまいりました。現地にて、さんと聞き取り調査を行ってきました。この土地は、長年耕作をされていないという土地でありまして、話合いがまとまったということでもあります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間も経過しましたので、ここで10分間休憩を入れたいと思います。よろしく願いします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、休憩を閉じます。

引き続き審議をいたしますので、よろしく願いいたします。

次に、11番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

去る3月8日ですね、関口委員と渡辺推進委員で現地確認をしてきました。買い受ける人は中国人なんで、ちょっと分からないんですけども、このさんのほうへ、改めて行けなかったんですが、電話で確認したところですね、相続で頂いたということで、やっぱり農家を全部貸しちゃって、自分でやってないで、かなりの放棄地で四、五年というか、もっと作ってなかったんですね。それで、ちょうど太陽光の話があるということで、そこへ乗ったということで、手放してもいいかなということで決まったそうです。これもですね、住宅の近くの人も何か手放したいという気持ちもあるようなので、そこへ一番初め太陽光なっちゃうと、これになっちゃうかなという、やむを得ないかなということで、許可相当かなと思って帰ってきました。ご審議よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

3月10日に、推進委員の石川さんと現地調査をしました。聞き取りについては、事務局に電話番号を教えてください、代理人の 〇〇 という会社、これ設計事務所なんですけれども、その 〇〇 の 〇〇 さんという方に電話でお話をしました。譲渡人の 〇〇 さんなんですが、平成20年に相続で取得した土地を手放したく思っていたところ、今回の売買ということで決まったようです。なお、 〇〇 というので、 〇〇 さんの母親のほうからも電話がありまして、一応近所の方に農地の管理はしていただいて、草なんか生えているというような、逆にきれいだったんです。管理が徹底しておりまして、本人 〇〇 さんのほうも遠方ということで管理ができず、おふくろさんも高齢のため管理もできないということで、売買ということで今回話がまとまったそうです。現地は住宅地の中にあり、作付けにはちょっと難しいかなと思い、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の27ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は13番、私小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

3月14日、高橋、細谷両推進委員さんと現地を確認をいたしました。譲受人の さんに電話で確認をいたしました。事務局の説明のとおりでございました。なお、この譲渡人につきましては、法人で農地を持っておるといことなんですけれども、事務局で説明をよく聞きましたら、この という会社で、平成の初め頃、住宅敷ということで転用したそうなんですが、その頃バブルがはじけたということじゃないんですけれども、地目変更されていないということで、今回、法人である人が農地を持っているわけなんですけれども、こういういきさつで太陽光発電施設を造るといことでございます。ご審議のほうよろしくお願

い申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場及び駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得

ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がございましたが、地区担当委員は13番、小倉でございますので、私のほうから現地調査と補足説明をいたします。

なお、3月14日、高橋、細谷両推進さんとともに、譲渡人の さんを訪ね、お話を伺ってまいりました。 さんが土地を持っているわけですが、 の さんに駐車場、資材置場ということで、賃貸で20年ということでやむを得ないものと、許可相当と判断してまいりました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の29ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がりましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

3月13日に、推進委員の佐藤さんと2人で現地に行き、譲受人の代理人からお話を伺ってまいりました。現地はもうちょっと荒れているような状態でございますが、近隣にも同様な太陽光発電施設があります。そういうことも含め、この会社が市内にも実績があるということで、やむを得ないというふう判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の30ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

3月13日、佐藤推進委員と2人で現地にて、譲受人の代理人から話を伺ってまいりました。場所は、不耕作の農地でございます、そこに太陽光発電を設置するというので、フェンスへのしっかり明確に、下も砂利を敷いて、防除対策を図るということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の30ページ及び土地利用計画図の5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

19番の案件と同様の譲受人ということで、同日に佐藤推進委員と2人で話を伺ってまいりました。ここは、管理はしっかりできている農地でしたけれども、今後、耕作予定はないということで、太陽光にしたいということで、事業主が受けたということでございまして、市内の実績もある事業所でございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、21番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の31ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地ではございますが、盛土をし、大豆を作付けするための農地改良で、期間は3ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

17日にですね、塚田推進委員、鳥海推進委員、3名でですね、現地と、そして さんを訪問しまして、確認をしてみいました。まず、現地については、ここに申請の理由があるように、大変低い土地で水場にあると。確かに、水稻やるには違いぐらいがあると、そんなところかなと思いました。確認をしたんですが、基本的には農地改良してですね、大豆を作付けしたいと、そんな予定のようでした。そんな話からするとやむを得ないのかな、このように思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行については、野川職務代理にお願いしたいと思います。

（ 番 委員退室）

○職務代理（野川良翁君） それでは、 に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしく願いいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管

理機構分)の決定について」を議題といたします。

事務局よりご説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理事業分)でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分938筆、面積にしまして71万1,149.17㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○職務代理(野川良翁君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(発言する人なし)

○職務代理(野川良翁君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(野川良翁君) 挙手全員でありますので、承認することと決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

(番 委員入室)

○職務代理(野川良翁君) それでは、議事進行を へ戻すことにいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 失礼しました。次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に が該当しますので、議事の間、退席を

いたします。

議事の進行については、野川職務代理にお願いしたいと思います。

(番 委員退室)

○職務代理(野川良翁君) それでは、 に代わりまして議事進行をいたしますので、
よろしくお願ひいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の
決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受け
た農地を再配分したものでございます。受けて、希望者へ農用地の貸し付けが適当であるか、
ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理(野川良翁君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、
ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○職務代理(野川良翁君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の
決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(野川良翁君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、 委員の入室をお願いします。

(番 委員入室)

○職務代理(野川良翁君) それでは、議事進行を に戻すことにいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農

用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員、 委員、 委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 番 委員、 番 委員、 番 委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画事業につきましては、平成22年6月、市策定の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」におきまして、期間を3年、6年、10年としており、期間満了を以って自動的に契約解除となっております。

今回ご審議いただきますのは、令和2年2月3日から17日までに申し出された案件でございます。新規分477筆、面積51万5,737㎡、更新分255筆、面積26万5,164㎡、合計732筆、面積にしまして78万901㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、令和2年5月1日から法的効力が発生するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することと決定いたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、退室している8名の委員・推進委員の入室をお願いいたします。

いたします。

(番 委員、 番 委員、 番 委員、
推進委員、 推進委員、 推進委員、 推進委
員、 推進委員入室)



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から5号についてご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」、許可申請書の取下げについて1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請書の取消願について」、許可申請書の取消願については1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出10件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出62件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻ししますが、その前に、少しだけお時間をいただきたいと思います。

本日をもって、農業委員……、全て総会の議事が終わりました。29年度に——29年3月から3年間、この農業委員、また、農地利用の最適化推進委員のメンバーで農業委員会を構成してまいりました。平成29年度に加須地区におきましても、新しい農業委員会の制度ということで、農業委員と推進委員に分かれて、それぞれの立場でいろんな審議をしてまいりましたけれども、特に従来と同じように、推進委員の皆さん方にもこの農業委員会の総会には審議に参加をしていただき、決議につきましてはなかなかその部分に入れなかった部

分はございますけれども、その前段階で聞き取りと、本当に農業委員と推進委員で協力しながら、各地域のいろんな地域事業、事項、そういうことをお互いに協力しながらやってきたということで、本当に大変ご苦労さまでございました。

私も農業委員会の会長になって、不慣れで、皆さん方にご迷惑をかけることも多々あったと思いますけれども、本当に多くの方が欠席もしないで、本当に慎重審議をいただきまして、大変ありがとうございます。特に、名前を言っちゃ何ですけれども、遠井さんには本当にいろんな意味で、我々の参考になるようなね、本当にいい、貴重な意見を本当にいただきまして、衷心より厚く御礼を申し上げたいと思います。

なお、この農業委員会におきましても、中間管理事業の推進に関わったということで、推進委員さんの皆さん、特に藤原さん、田部井推進委員さん、本当にそれぞれの地区で、また中間管理事業に関わっていただきました農業委員さん、また、推進委員さんの皆さんには本当に絶大な協力をもってその事業を推進していただき、その成果につきましては、埼玉県一の成果を上げたところでございます。よって、それぞれ集約できた農地で、それぞれ効率のいい農業を次第次第というか、徐々に展開してまいったところでございます。ひとえに皆さん方の本当に熱意と情熱に、心から感謝申し上げたいと思います。

今回の農業委員は、新しく交代するわけですけれども、10人の農業委員の皆さんが退任されます。代わって、今まで推進委員として関わっていた5人のメンバーが新たに農業委員になられ、新しく入ってこられる農業委員は5人ということでございます。今後におきましても、その方々とそれぞれの地域の意見をスムーズに緩和、見ながら、この農業委員会としての組織としての仕事を進めていく覚悟でございます。

現在、日本には、去年の自給率ですか、そういったものが37%、歴代、今までの中でも何か自給率が低い、そんな現状があるようでございます。養豚関係にしましても、豚熱と、そういったものも埼玉県でも発生しました。いろんなご苦労があるわけですけれども、全体に災害の多い昨今でございますけれども、地域地域は、それぞれの農業委員さんの大いなる見識をもって強力に農業行政を推進していくリーダーとなって、今後も続けていきたいと、そのような気持ちであります。

退任される10名の農業委員の皆さん、大変お疲れさまでした。今後は、我々によりよい意見を、ご指導、ご鞭撻をいただけることをよろしくお願い申し上げ、本当に長い間、大変ご苦労さまでした。言葉整いませんけれども、感謝の気持ちを、挨拶といたします。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。

小倉会長には長時間にわたる議事の進行、ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） それでは、野川職務代理に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、お忙しい中、委員各位には長時間にわたりまして
慎重審議をいただき、ありがとうございます。

これをもちまして令和2年第3回加須市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

最後にですね、私もちょっと御礼の言葉とさせていただきますと思います。

私もですね、3年間は職務代理として、皆様方のご協力をいただきまして、自分ではつつがなくと思っておるんですが、本当に3年間務めさせていただきまして、ありがとうございました。

またですね、再任されます5名の方のご活躍をお祈り申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。

これにて、本日の予定は全て終了でございます。

総会のほうはこれで閉会とさせていただきます。

閉会 午後 3時52分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年3月19日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 栗 原 光 夫

署名委員 塩 崎 博